

介護支援専門員証の更新手続きについて

【千葉県健康福祉部高齢者福祉課】

平素は介護支援業務の円滑な運営に御尽力賜り厚くお礼申し上げます。

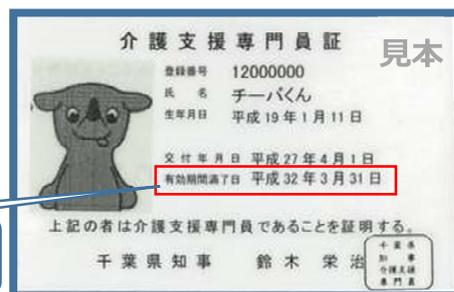
このたび、介護支援専門員証の有効期間が令和6年4月～令和7年3月（2024年4月～2025年3月）までに満了となる方を対象に、介護支援専門員の更新手続きについて通知いたします。

なお、既に更新研修を受講済の方や更新手続き中である方にも、一律で本通知を送付しております。行き違いとなっている場合は何卒御容赦ください。

介護支援専門員証の更新を希望する方へ

介護支援専門員証の更新を希望する方は、**更新研修受講、更新交付手続き**の2点を行う必要がありますので、**早急に有効期間満了日及び必要な手続き等の確認を行ってください。**

まず有効期間をチェック



ステップ1 介護支援専門員更新研修の申込み及び受講

- 御自分の受講する更新研修の研修実施団体を御確認ください。

	実務経験者	実務未経験者
更新研修名	専門研修Ⅰ、専門研修Ⅱ 更新研修前期、更新研修後期 (主任介護支援専門員更新研修)	更新研修 (実務未経験者対象)
研修実施団体	千葉県介護支援専門員協議会	千葉県社会福祉協議会
参照ページ	3ページ	4ページ

実務経験者とは？

- ・ 現在介護支援専門員として勤務している方
- ・ 現在の介護支援専門員証の有効期間内（5年間）に実務に従事した経験がある方

実務未経験者とは？

現在の介護支援専門員証の有効期間内（5年間）に実務経験がない方

- 各研修実施団体のページ（P.3～P.4）を御参照いただき、更新研修に必要な書類をホームページからダウンロードし、研修受講を申し込んでください。

<注意点>

- * 研修受講から修了までには、数か月かかりますので御注意ください。
- * 主任介護支援専門員(更新)研修修了証明書の有効期間が残っていても、ベースとなる**介護支援専門員証の有効期間が切れてしまうと、失効となります**ので御注意ください。
- * 主任介護支援専門員更新研修を修了した方は、介護支援専門員更新研修を修了したとみなすことができます。(主任介護支援専門員更新研修修了証明書を提出することにより更新申請が可能)

*****裏面も御確認ください*****

ステップ2 千葉県庁への手続き（更新研修修了後）

- 更新研修を修了後、有効期間満了日の6か月前から、**有効期間満了日まで**の間に手続きをしてください。
- 手続きに必要な書類は、千葉県のホームページからダウンロードできます。

URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigohoken/senmonin/kaigoshien/index.html>

千葉県 介護支援専門員 申請

検索



必要な書類は有効期間満了日までに千葉県に**必着**とします。

<注意点>

- * **有効期間満了日を過ぎた場合は受理できません。**
- * 有効期間満了日に更新申請が間に合わない場合、介護支援専門員証は失効となります。失効後、再度介護支援専門員証を取得するためには、千葉県社会福祉協議会が実施する「**再研修**」を受講する必要があります。
（「介護支援専門員証の更新を希望しない方へ」参照）

介護支援専門員証の更新を希望しない方へ

介護支援専門員証を更新せず有効期間満了日を過ぎると、**介護支援専門員証は失効**となります。失効後は、介護支援専門員証を第11号様式「介護支援専門員証返納書」とともに速やかに千葉県へ返納してください。手続きに必要な書類は千葉県のホームページからダウンロードできます（千葉県のホームページについては上記を御参照ください）。

なお、失効後、介護支援専門員としての登録が消えるわけではありません。千葉県社会福祉協議会が実施している「再研修」を受講・修了した後に、千葉県へ必要な手続きをすることで介護支援専門員証を再度取得できます。

<現在介護支援専門員として勤務している方又は今後勤務を考えている方へ>

介護支援専門員証を更新せず有効期間満了日を過ぎてしまった等、**介護支援専門員証が失効**した場合は、いかなる理由があろうと**介護支援専門員としての業務を行うことはできません。**

介護支援専門員証が失効したまま介護支援専門員としての業務を行った場合、介護保険法69条の39第3項第3号の規定により、介護支援専門員の登録削除となりますので、御注意ください。

問合せ先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部高齢者福祉課介護保険制度班

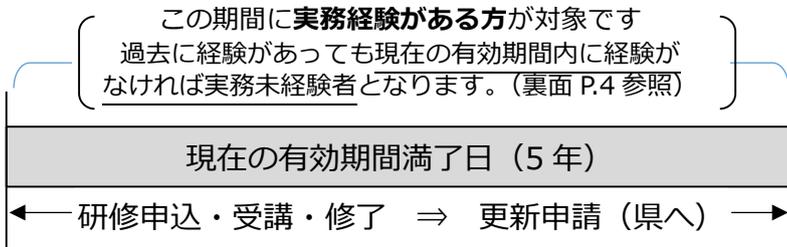
電話：043-223-2387 FAX：043-227-0050

更新研修(実務経験者対象)について

【千葉県介護支援専門員協議会】

1 研修受講対象者

更新研修(実務経験者対象)の受講対象者は、介護支援専門員証の交付後(または、前回更新後)にその有効期間が満了するまでの間(5年間)に、介護支援専門員として従事した経験を有する方が対象です。



1. 実務経験の有無によって研修実施団体が異なります。(P.1 参照)
2. 有効期間満了日が切れる概ね1年前から受講できます。

2 研修の種類

初めて更新をするためには、専門研修(IとII)又は更新研修(前期と後期)を受講・修了する必要があり、2回目以降では専門II又は更新後期(又は主任更新)が必要です。

また、専門Iは更新前期と、専門IIは更新後期と同内容であることから、千葉県では両方の研修を同時(同日)に開催しております。

必須要件：専門研修・更新研修とも登録地が千葉県の方	
専門研修 I・II	介護支援専門員として 従事している方 。(現任者) ● Iは実務従事期間6か月以上。IIは3年以上。
更新研修 前期・後期	現在の有効期間内に介護支援専門員としての 従事経験がある方 。 ● 現在未従事(非現任)の者であり、実務従事期間は問わない。

※要件の詳細はホームページに掲載される開催案内でご確認ください。

3 研修のご案内・申込み

千葉県介護支援専門員協議会のホームページで御案内します。案内が掲載されましたら、要件等を確認し申込書を当会まで郵送してください。(FAX不可)

令和5年度 専門・更新研修について ※令和5年3月(2023年3月)現在

専門研修 I 更新研修前期	重要!! まずは、 当会ホームページで最新の情報 を確認してください。 ・令和5年3月現在：令和5年度の各研修実施時期(予定)を掲載中です。 ・今後もますます「法定研修のオンライン化」が促進される予定です。 ・ オンライン受講 に対応できる環境を整えておくことをお勧めします。
専門研修 II 更新研修後期	

●研修情報確認方法

- ① **千葉県介護支援専門員協議会** で当会ホームページを開く。
- ② トップページ内のインフォメーション「**重要なお知らせ** 研修受講者・受講予定者の皆様へ」をクリックする。

現在、毎月2回(1日と15日を予定)の更新をしています。
その時点での最新情報・進捗状況等を掲載してまいりますので必ずご確認をお願いいたします。

※各研修の開催案内等は、事業所等には郵送されませんのでご注意ください。



更新研修(実務 未経験 者対象) について

【千葉県社会福祉協議会】

1 研修受講対象者

更新研修(実務未経験者対象)は、介護支援専門員証の交付後(又は、前回更新後)にその有効期間が満了するまでの間(5年間)に、介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない方が対象です。

この期間に**実務経験がない**方が対象です。
過去に経験があっても、現在の有効期間内に
経験がなければ**実務未経験者**となります。

現在の有効期間満了日(5年)

← 研修申込・受講・修了 ⇒ 更新申請(県へ) →

1. 実務経験の有無によって研修実施団体が異なります。(P.1 参照)
2. 有効期間満了日が切れる概ね一年前から受講できます。
3. **2024年(令和6年)3月までに有効期間が満了する方は、令和5年度の受講を検討してください。**

2 研修の開催予定(令和5年度)

(1) 第1回(オンライン研修)

詳細情報のホームページへの掲載時期: 令和5年4月中旬

申込期間: 令和5年5月8日(月)~6月10日(土) ※当日消印有効

実施期間: 令和5年9月上旬~12月中旬

(2) 第2回(集合研修)

詳細情報のホームページへの掲載時期: 令和5年6月中旬

申込期間: 令和5年7月10日(月)~8月12日(土) ※当日消印有効

実施期間: 令和5年10月下旬~令和6年1月下旬

3 申込み方法

千葉県社会福祉協議会のホームページから「受講申請書」用紙をダウンロードのうえ郵送でお申込みください。(FAX 不可)

千葉県社会福祉協議会ホームページ <http://www.chibakenshakyo.com/>



↓こちらをクリックしてご確認ください。



4 送付先・問合せ先

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 介護支援専門員養成班

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター5階

TEL 043-204-1610